

総務財政委員会 案件一覧

(令和7年9月17日・18日開催分)

○付託議案審査 12件

部局	上 程 順 (案)	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)		
企画経営部	1	第108号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算 (第3次)	1	高野 財政課長		
		第109号議案 令和7年度大田区国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第1次)				
		第110号議案 令和7年度大田区後期高齢者医療特 別会計補正予算 (第1次)				
		第111号議案 令和7年度大田区介護保険特別会計 補正予算 (第1次)				
総務部	2	第112号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関 する条例の一部を改正する条例	1	井村 人事企画担当課長		
		第123号議案 職員の育児休業等に関する条例の一 部を改正する条例	2			
	3	第118号議案 大田区立安方中学校校舎(棟番号① -1ほか)取壊し工事請負契約について	3	武藤 経理管財課長		
		第119号議案 大田区産業プラザエスカレーター改 修工事請負契約について	4			
	4	第120号議案 災害対策用携帯トイレの購入につい て	5			
		第121号議案 災害対策用毛布の購入について	6			
	5	第122号議案 大田区立東調布中学校校舎(棟番号 ①-1、2ほか)取壊し工事請負契約の変更につい て	7			
	選挙管理 事務局	6	第114号議案 大田区附属機関の設置等に関する条 例の一部を改正する条例		1	片平 選挙管理委員会事 務局長

○令和7年9月11日大田区豪雨に係る対応状況について 1件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
共各部	1	令和7年9月11日大田区豪雨に係る対応状況について	1	長谷川 防災計画担当課長

○所管事務報告 2件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
企画経営部	1	大田区・山口共同ビルの取得について	1	宮本 施設整備課長
	2	区が発注した公共工事現場における請負事業者の不適切行為について	2	浅野 施設保全課長

総務財政委員会
令和7年9月17・18日
企画経営部 資料1番
所管 財政課

令和7年度補正予算案の概要

- 一 般 会 計 (第3次)
- 国民健康保険事業特別会計 (第1次)
- 後期高齢者医療特別会計 (第1次)
- 介護保険特別会計 (第1次)

令和7年9月

大田区企画経営部財政課

目 次

1 基本的な考え方	1
2 補正予算の規模	1
3 補正予算の財源	2
4 補正予算歳出事業概要	3
5 歳入・歳出（款別）一覧	7
6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧	9
7 繰越明許費補正	10
8 債務負担行為補正	11
9 積立基金の状況	12
10 国民健康保険事業特別会計歳入・歳出（款別）一覧	13
11 後期高齢者医療特別会計歳入・歳出（款別）一覧	14
12 介護保険特別会計歳入・歳出（款別）一覧	15

1 基本的な考え方

令和7年度補正予算案（一般会計第3次、特別会計第1次）につきましては、以下の視点を踏まえて予算を計上しました。

(1) 一般会計

- 現下の行政課題に速やかに対応するための予算
- 第2次補正予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算
- 令和6年度決算確定に伴う精算等を行うための予算

(2) 特別会計

- 当初予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算
- 令和6年度決算確定に伴う精算等を行うための予算

2 補正予算の規模

基本的な考え方に基づいて編成した補正予算案の規模は以下のとおりです。

(1) 一般会計

- 23億1,080万5千円 で、補正後の予算額は、3,576億6,952万7千円 となりました。

(2) 特別会計

- 国民健康保険事業特別会計の補正額は、8,113万円 で、補正後の予算額は、638億1,217万3千円 となりました。
- 後期高齢者医療特別会計の補正額は、2億3,117万4千円 で、補正後の予算額は、205億8,232万5千円 となりました。
- 介護保険特別会計の補正額は、12億9,284万7千円 で、補正後の予算額は、644億39万3千円 となりました。

(単位:千円)

会計区分	当初予算額	既定予算額	今回補正額	補正後予算額	
一般会計	352,709,587	355,358,722	2,310,805	357,669,527	
特別会計	147,189,740	147,189,740	1,605,151	148,794,891	
内訳	国民健康保険事業	63,731,043	63,731,043	81,130	63,812,173
	後期高齢者医療	20,351,151	20,351,151	231,174	20,582,325
	介護保険	63,107,546	63,107,546	1,292,847	64,400,393

3 補正予算の財源

(1) 一般会計

補正予算額 23億1,080万5千円 の財源内訳は以下のとおりです。

- ① **特別区交付金**について、普通交付金 5億1,466万6千円 を計上しました。
- ② **国庫支出金**について、生活保護措置費、子ども・子育て支援交付金等 1億1,355万3千円 を計上しました。
- ③ **都支出金**について、地方創生臨時交付金、生活保護措置費等 3億3,324万円 を計上しました。
- ④ **財産収入**について、土地等貸付収入 209万1千円 を計上しました。
- ⑤ **寄附金**について、産業のまち未来基金等に係る寄附金 1,445万7千円 を計上しました。
- ⑥ **繰入金**について、財政基金繰入金、介護保険特別会計繰入金等 32億1,139万2千円 を計上しました。
- ⑦ **繰越金**について、令和6年度決算に基づき △19億2,267万7千円 を計上しました。
- ⑧ **諸収入**について、大田区・山口共同ビルの賃貸借に伴う敷金等 4,408万3千円 を計上しました。

(単位:千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
一般会計	2,310,805	1,853,381	446,793	10,631	457,424

(2) 特別会計

① 国民健康保険事業特別会計

補正予算額 8,113万円 の財源として、繰入金 1億3,420万7千円、繰越金 △5,307万7千円 を計上しました。

② 後期高齢者医療特別会計

補正予算額 2億3,117万4千円 の財源として、繰越金 1億5,851万円、諸収入 6,639万8千円 等を計上しました。

③ 介護保険特別会計

補正予算額 12億9,284万7千円 の財源として、国庫支出金 1,249万1千円、繰越金 12億7,241万3千円 等を計上しました。

(単位:千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
特別会計	1,605,151	1,599,101	6,050		6,050
内訳	国民健康保険事業	81,130	81,130		
	後期高齢者医療	231,174	225,124	6,050	6,050
	介護保険	1,292,847	1,292,847		

4 補正予算歳出事業概要

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
2 総務費		61,133
1 備蓄物品の維持管理	避難所環境整備事業	39,738
2 二十歳のつどい	令和7年度二十歳のつどいに係る経費の増	3,951
3 地域力応援基金積立金	寄附金分の積立及び令和6年度助成金精算分の積立	3,873
4 区民センター管理運営費	大森東地域センター屋上防水改修工事	9,856
5 勝海舟基金積立金	寄附金分の積立	2,011
6 第三者委員会運営費	第三者委員会に係る経費	1,704
3 福祉費		1,500,341
1 大田区社会福祉センター維持管理経費等	大田区・山口共同ビルの売買契約等に係る経費	830,468
2 国民健康保険事業特別会計への繰出金	国民健康保険事業特別会計第1次補正に伴う増	134,207
3 福祉事業積立基金積立金	寄附金分の積立	30,218
4 大学等進学応援基金積立金	寄附金分の積立	36,359
5 前年度国・都支出金等返還金(社会福祉費)	過年度分実績確定に伴う返還(重層的支援体制整備事業交付金等)	16,952
6 障害福祉サービス等に係る支援事業	障害福祉サービス事業者への物価高騰対策助成事業に係る経費	22,462
7 介護事業者支援事務費	介護サービス事業者への物価高騰対策助成事業に係る経費	101,458

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額	
福祉費のつづき			
8	後期高齢者医療特別会計への繰出金	後期高齢者医療特別会計第1次補正に伴う増	216
9	介護福祉施設サービス事業	区立特別養護老人ホームにおける物価高騰対策事業に係る経費	4,433
10	通所介護事業	区立高齢者在宅サービスセンターにおける物価高騰対策事業に係る経費	1,463
11	高齢福祉施設維持管理	地域包括支援センター南馬込等LED化工事	1,980
12	保育サービス推進事業	とうきょう すくわくプログラム推進事業	1,000
13	保育力強化事業	とうきょう すくわくプログラム推進事業	6,342
14	物価高騰に係る保育施設運営費補助事業	保育サービス事業者への物価高騰対策助成事業に係る経費	65,508
15	子ども生活応援基金積立金	寄附金分の積立	15,156
16	前年度国・都支出金等返還金(児童福祉費)	過年度分実績確定に伴う返還(児童手当交付金等)	29,270
17	施設管理費(児童館等管理運営費)	大森東一丁目児童館屋上防水改修工事	14,336
18	施設管理費((仮称)大田区子ども家庭総合支援センター管理運営費)	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの工期延伸に伴う減	△ 8,105
19	施設管理費(保育園管理運営費)	大森北六丁目保育園屋根改修工事	39,919
20	事業運営費(地域子育て)	子ども家庭支援センター六郷分室LED化工事	1,969

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
-----	------	-----

福祉費のつづき

21	施設管理費（こども発達センターわかばの家管理運営費）	こども発達センターわかばの家西六郷分室LED化工事	1,980
22	ひとり親家庭に対する援助	ひとり親家庭への臨時給付事業	46,875
23	前年度国・都支出金等返還金（生活保護費）	過年度分実績確定に伴う返還（生活扶助費等負担金等）	105,875

4 衛生費

114,606

1	前年度国・都支出金等返還金（保健衛生費）	過年度分実績確定に伴う返還（新型コロナワクチン定期接種特別補助事業補助金等）	59,145
2	予防接種	こどものインフルエンザ予防接種費用助成事業	14,037
3	産後ケア	執行見込による増	41,424

5 産業経済費

519,909

1	商店街活性化推進事業	大田区キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン事業	509,488
2	産業のまち未来基金積立金	寄附金分の積立	10,421

7 都市整備費

11,553

1	都市計画の推進	大田区立地適正化計画の策定	11,553
---	---------	---------------	--------

9 教育費

103,263

1	国際教育の推進	おおたグローバルコミュニケーション（OGC）事業に係る経費の増	22,392
2	私立幼稚園等振興事業	幼稚園設置者への物価高騰対策助成事業に係る経費	6,704

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
-----	------	-----

教育費のつづき

3	施設維持管理費（図書館費）	大森東図書館屋上防水改修工事	20,607
4	学習及び事務等（小学校費）	おおたグローバルコミュニケーション（OGC）事業に係る経費の増	7,784
5	維持管理（小学校費）	おおたグローバルコミュニケーション（OGC）事業に係る経費の増	418
6	校舎造修（小学校費）	おおたグローバルコミュニケーション（OGC）事業に係る経費の増	26,180
7	学校給食費補助（小学校費）	学校給食費無償化における物価高騰支援に係る経費	18,147
8	学校給食費補助（中学校費）	学校給食費無償化における物価高騰支援に係る経費	1,031

5 歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	2次補正後 予算額	3次補正額	3次補正後 予算額
1 特別区税	84,965,041	84,965,041		84,965,041
2 地方譲与税	1,950,001	1,950,001		1,950,001
3 利子割交付金	1,137,000	1,137,000		1,137,000
4 配当割交付金	2,667,000	2,667,000		2,667,000
5 株式等譲渡所得割交付金	2,899,000	2,899,000		2,899,000
6 地方消費税交付金	19,855,000	19,855,000		19,855,000
7 自動車取得税交付金	1	1		1
8 環境性能割交付金	341,000	341,000		341,000
9 地方特例交付金	466,000	466,000		466,000
10 特別区交付金	85,823,000	85,823,000	514,666	86,337,666
11 交通安全対策特別交付金	67,000	67,000		67,000
12 分担金及び負担金	1,924,580	1,318,545		1,318,545
13 使用料及び手数料	8,665,943	8,450,490		8,450,490
14 国庫支出金	63,371,747	63,371,747	113,553	63,485,300
15 都支出金	32,317,671	36,024,849	333,240	36,358,089
16 財産収入	1,956,761	1,956,761	2,091	1,958,852
17 寄附金	346,927	346,927	14,457	361,384
18 繰入金	22,870,395	22,481,450	3,211,392	25,692,842
19 繰越金	2,000,000	2,000,000	△ 1,922,677	77,323
20 諸収入	8,585,520	8,737,910	44,083	8,781,993
21 特別区債	10,500,000	10,500,000		10,500,000
合計	352,709,587	355,358,722	2,310,805	357,669,527

歳出

(単位：千円)

款	当初予算額	2次補正後 予算額	3次補正額	3次補正後 予算額
1 議会費	1,149,299	1,149,299		1,149,299
2 総務費	46,492,935	46,934,498	61,133	46,995,631
3 福祉費	182,412,929	184,233,848	1,500,341	185,734,189
4 衛生費	11,819,248	11,931,046	114,606	12,045,652
5 産業経済費	12,841,074	12,841,074	519,909	13,360,983
6 土木費	22,322,525	22,495,012		22,495,012
7 都市整備費	11,696,215	11,696,215	11,553	11,707,768
8 環境清掃費	13,869,090	13,869,090		13,869,090
9 教育費	46,981,107	47,083,475	103,263	47,186,738
10 公債費	1,818,343	1,818,343		1,818,343
11 諸支出金	806,822	806,822		806,822
12 予備費	500,000	500,000		500,000
合計	352,709,587	355,358,722	2,310,805	357,669,527

6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧

歳入（財源別）

（単位：千円）

区分	当初予算額	2次補正後 予算額	3次補正額	3次補正後 予算額
一般財源	215,029,991	214,641,046	1,853,381	216,494,427
特別区税	84,965,041	84,965,041		84,965,041
地方譲与税	1,950,001	1,950,001		1,950,001
特別区交付金	85,823,000	85,823,000	514,666	86,337,666
その他	42,291,949	41,903,004	1,338,715	43,241,719
特定財源	137,679,596	140,717,676	457,424	141,175,100
使用料及び手数料	8,665,943	8,450,490		8,450,490
国庫支出金	63,371,747	63,371,747	113,553	63,485,300
都支出金	32,317,671	36,024,849	333,240	36,358,089
特別区債	10,500,000	10,500,000		10,500,000
その他	22,824,235	22,370,590	10,631	22,381,221
合計	352,709,587	355,358,722	2,310,805	357,669,527

歳出（性質別）

（単位：千円）

区分	当初予算額	2次補正後 予算額	3次補正額	3次補正後 予算額
義務的経費	157,311,433	158,906,504	47,848	158,954,352
人件費	46,216,394	46,216,394	2,248	46,218,642
扶助費	109,288,857	110,883,928	45,600	110,929,528
公債費	1,806,182	1,806,182		1,806,182
投資的経費	50,218,387	50,390,874	995,821	51,386,695
建設費等 （建設費補助等含む）	48,391,910	48,564,397	150,636	48,715,033
公有財産購入費	1,826,477	1,826,477	845,185	2,671,662
その他	145,179,767	146,061,344	1,267,136	147,328,480
合計	352,709,587	355,358,722	2,310,805	357,669,527

7 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額
3 福祉費	4 児童福祉費	(仮称)大田区子ども 家庭総合支援センター 開設準備	10 需用費	2,179	1,127	1,052
			計	2,179	1,127	1,052
3 福祉費	4 児童福祉費	(仮称)大田区子ども 家庭総合支援センター 管理運営費	10 需用費	13,041	0	13,041
			11 役務費	1,315	0	1,315
			17 備品購入費	31,433	0	31,433
			計	45,789	0	45,789
3 福祉費	4 児童福祉費	(仮称)大田区子ども 家庭総合支援センター 施設の整備	12 委託料	32,903	12,200	20,703
			14 工事請負費	3,243,177	460,000	2,783,177
			計	3,276,080	472,200	2,803,880

8 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
公共施設利用システム改修委託	令和8年度	20,856	1. 事業目的 公共施設利用システム改修委託 2. 事業内容 経費 20,856 { 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 20,856 3. 契約締結年度 令和7年度
馬込第三小学校改築工事（プレハブリース）（契約変更）	令和8年度 } 令和11年度	311,124	1. 事業目的 馬込第三小学校改築工事に伴うプレハブリース 2. 事業内容 経費 311,124 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 311,124
入新井第二小学校改築工事（プレハブリース）（契約変更）	令和8年度 } 令和11年度	91,740	1. 事業目的 入新井第二小学校改築工事に伴うプレハブリース 2. 事業内容 経費 91,740 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 91,740
矢口西小学校改築工事（プレハブリース）（契約変更）	令和8年度	18,652	1. 事業目的 矢口西小学校改築工事に伴うプレハブリース 2. 事業内容 経費 18,652 { 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 18,652
東調布中学校改築工事（プレハブリース）（契約変更）	令和8年度 } 令和14年度	256,080	1. 事業目的 東調布中学校改築工事に伴うプレハブリース 2. 事業内容 経費 256,080 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 256,080

廃 止

(単位：千円)

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
東調布中学校改築工事（第1期）	令和8年度 } 令和9年度	7,185,117	1. 事業目的 東調布中学校改築工事（第1期） 2. 事業内容 経費 7,185,117 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 7,185,117 3. 契約締結年度 令和7年度

9 積立基金の状況

(単位：千円)

区 分	令和6年度末 現在高見込 (7年3月31日現在)	令和7年度					
		当初予算		既定予算後 現在高見込	今回補正		今回補正後 現在高見込
		積立	取崩		積立	取崩	
財政基金	44,778,948	120,021	9,399,419	35,965,819		2,574,192	33,391,627
減債基金	-	686,800		686,800			686,800
特定目的基金	72,392,049	7,170,884	7,606,755	71,956,178	98,038		72,054,216
公共施設整備資金 積立基金	45,097,094	135,413	7,000,000	38,232,507			38,232,507
羽田空港対策積立基金	2,613,783	446,295	363,000	2,697,078			2,697,078
文化振興基金	468	2		470			470
自転車等駐車場整備資金 積立基金	146,635	10,843		157,478			157,478
地域力応援基金	90,774	303	23,790	67,287	3,873		71,160
福祉事業積立基金	132,382	441		132,823	30,218		163,041
新空港線整備及びまちづ くり資金積立基金	10,739,748	1,035,745		11,775,493			11,775,493
勝海舟基金	16,344	59	6,201	10,202	2,011		12,213
防災対策基金	13,231,615	40,713	110,057	13,162,271			13,162,271
子ども生活応援基金	134,882	449	5,852	129,479	15,156		144,635
大学等進学応援基金	188,324	621	7,500	181,445	36,359		217,804
産業のまち未来基金	-	5,500,000	90,355	5,409,645	10,421		5,420,066
みどり基金	-			-			-
計	117,170,998	7,977,705	17,006,174	108,608,798	98,038	2,574,192	106,132,644
介護給付費準備基金	5,190,363	15,995	959,335	4,247,023	386,041		4,633,064
合 計	122,361,361	7,993,700	17,965,509	112,855,821	484,079	2,574,192	110,765,708

※ 表示単位未満を四捨五入しているなど、合計等が一致しない場合があります。

※ 財政基金の既定予算後現在高見込は、財政基金条例第2条第1項の規定による積立77,324千円が含まれています。

10 国民健康保険事業特別会計歳入・歳出（款別）一覽

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 国民健康保険料	15,394,356		15,394,356
2 一部負担金	1		1
3 使用料及び手数料	210		210
4 国庫支出金	1		1
6 都支出金	41,758,867		41,758,867
7 財産収入	1		1
8 繰入金	5,843,550	134,207	5,977,757
9 繰越金	600,000	△ 53,077	546,923
10 諸収入	134,057		134,057
合計	63,731,043	81,130	63,812,173

- 8 繰入金 財源不足に対する繰入金の増
 9 繰越金 6年度決算剰余金確定に伴う減

歳出

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 総務費	1,087,567		1,087,567
2 保険給付費	41,685,048		41,685,048
3 国民健康保険事業費納付金	20,235,321	81,130	20,316,451
4 保健事業費	513,052		513,052
5 諸支出金	110,055		110,055
6 予備費	100,000		100,000
合計	63,731,043	81,130	63,812,173

- 3 国民健康保険事業費納付金 都の再算定による増

11 後期高齢者医療特別会計歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 後期高齢者医療保険料	10,864,830		10,864,830
2 使用料及び手数料	1		1
3 国庫支出金		6,050	6,050
4 繰入金	9,211,222	216	9,211,438
5 繰越金	1	158,510	158,511
6 諸収入	275,097	66,398	341,495
合計	20,351,151	231,174	20,582,325

- 3 国庫支出金 子ども・子育て支援事業費補助金の増
- 4 繰入金 区事務費等の必要額の変更による増
- 5 繰越金 6年度決算剰余金確定に伴う増
- 6 諸収入 6年度保険料未収金補填分負担金の精算による増 62,465千円
6年度葬祭費負担金の精算による増 3,933千円

歳出

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 総務費	252,002	6,050	258,052
2 広域連合納付金	19,679,713	43,048	19,722,761
3 保険給付費	369,076		369,076
4 保健事業費	8,357		8,357
5 諸支出金	22,003	182,076	204,079
6 予備費	20,000		20,000
合計	20,351,151	231,174	20,582,325

- 1 総務費 システム関係費の増
- 2 広域連合納付金 6年度保険料負担金の精算による増
- 5 諸支出金 6年度決算剰余金の繰戻しに伴う一般会計繰出金の増 177,927千円
6年度葬祭費交付金の精算による増 4,149千円

12 介護保険特別会計歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 介護保険料	13,913,753		13,913,753
2 使用料及び手数料	1		1
3 国庫支出金	13,248,151	12,491	13,260,642
4 支払基金交付金	16,578,499		16,578,499
5 都支出金	8,629,816	7,943	8,637,759
6 財産収入	15,995		15,995
7 寄附金	1		1
8 繰入金	10,696,054		10,696,054
9 繰越金	16,000	1,272,413	1,288,413
10 諸収入	9,276		9,276
合計	63,107,546	1,292,847	64,400,393

- 3 国庫支出金 6年度決算確定による地域支援事業交付金の増
 5 都支出金 6年度決算確定による地域支援事業交付金の増
 9 繰越金 6年度決算実質収支繰越による増

歳出

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 総務費	1,465,401		1,465,401
2 保険給付費	60,089,410		60,089,410
3 地域支援事業費	1,136,518		1,136,518
5 財政安定化基金拠出金	1		1
6 基金積立金	15,995	386,041	402,036
7 諸支出金	380,221	906,806	1,287,027
8 予備費	20,000		20,000
合計	63,107,546	1,292,847	64,400,393

- 6 基金積立金 6年度決算確定による保険料剰余金等
 7 諸支出金 6年度決算確定による負担金等精算 442,094千円
 第1号被保険者保険料還付金 5,439千円
 一般会計繰出金 459,273千円

第108号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算（第3次）の編成替えを求める動議

第108号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算（第3次）について、区長はこれを撤回し、下記事項を原案に追加し、再提出することを要求する。

上記の動議を提出する。

令和7年9月18日

総務財政委員長 高瀬三徳様

提出者
清水菊美

記

歳入

18款 繰入金

今回編成替えを行う歳出項目の財源とするため、1項基金繰入金を306,148千円増額する。

歳出

3款 福祉費

東京都シルバーパスの購入費の助成を実施するため、3項高齢福祉費を178,970千円増額する。

4款 衛生費

こどものインフルエンザ予防接種費用助成事業を拡充するため、1項保健衛生費を127,178千円増額する。

総務財政委員会
令和7年9月17日・18日
総務部 資料1番
所管 人事課

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を受け、区においても民間労働法制と同様の制度を実施できるようにするため、条例を改正する。

2 改正概要

妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、以下の措置を講ずることを義務付ける。

- (1) 仕事と育児との両立に資する支援制度等に関する周知・意向確認等
- (2) 職業生活との家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項の意向確認等

3 施行日

令和7年10月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p>平成 10 年 3 月 10 日 条例第 43 号</p> <p>第 1 条から第 16 条の 3 まで（略）</p> <p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p>第 16 条の 4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p>第 16 条の 5（略）</p> <p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第 16 条の 6 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）第 18 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>（2）出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>（3）職員の育児休業等に関する条例第 1</u></p>	<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p>平成 10 年 3 月 10 日 条例第 43 号</p> <p>第 1 条から第 16 条の 3 まで（略）</p> <p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p>第 16 条の 4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（<u>次条において</u>「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p>第 16 条の 5（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p><u>8 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>（3）対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>第 17 条から第 19 条まで（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、</u></p>	<p>第 17 条から第 19 条まで（略）</p>

新	旧
<u>休暇等に関する条例第 16 条の 6 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。</u>	

総務財政委員会
令和7年9月17日・18日
総務部 資料2番
所管 人事課

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に基づき、条例を改正する。

2 改正概要

- (1) 常勤職員の部分休業の取得については、年度ごとに下記ア又はイを選択して取得する。
 - ア 第1号部分休業：1日につき2時間を超えない範囲内で、30分単位で取得
 - イ 第2号部分休業：1年につき77時間30分を超えない範囲内で、日又は1時間単位で取得（新設）
- (2) 非常勤職員の部分休業の取得については、年度ごとに下記ア又はイを選択して取得する。
 - ア 第1号部分休業：1日につき1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内で、30分単位で取得
 - イ 第2号部分休業：1年につき1日当たりの平均勤務時間に10を乗じて得た時間を超えない範囲内で、日又は1時間単位で取得（新設）
- (3) 令和7年度中の取得については、(1)イの「77時間30分」を「38時間45分」とし、(2)イの「10」を「5」とする。
- (4) 子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

3 施行日

令和7年10月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月16日 条例第6号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第13条まで（略） （部分休業をすることができない職員）</p> <p>第14条（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p>（<u>第1号部分休業</u>の承認）</p> <p>第15条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間、勤務時間条例第16条の3第1項の規定による子育て部分休暇又は地方公務員法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業の承認については</u>、1日につき2時</p>	<p>○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月16日 条例第6号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第13条まで（略） （部分休業をすることができない職員）</p> <p>第14条（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>（<u>部分休業</u>の承認）</p> <p>第15条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間、勤務時間条例第16条の3第1項の規定による子育て部分休暇又は地方公務員法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業の承認については</u>、1日につき2時間から</p>

新	旧
<p>間から当該育児時間、当該介護時間、当該子育て部分休暇又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間（当該時間が零を下回る場合にあっては、零）を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員（前条の規定により部分休業をすることができない職員を除く。以下この項において同じ。）に対する<u>第1号部分休業の承認については</u>、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該時間が零を下回る場合にあっては、零）を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休業の承認を受けて勤務しない場合における<u>第1号部分休業の承認については</u>、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間（当該時間が零を下回る場合にあっては、零）を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p><u>（第2号部分休業の承認）</u></p> <p><u>第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求が</u></p>	<p>当該育児時間、当該介護時間、当該子育て部分休暇又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間（当該時間が零を下回る場合にあっては、零）を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員（前条の規定により部分休業をすることができない職員を除く。以下この項において同じ。）に対する<u>部分休業の承認については</u>、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該時間が零を下回る場合にあっては、零）を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休業の承認を受けて勤務しない場合における<u>部分休業の承認については</u>、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間（当該時間が零を下回る場合にあっては、零）を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p><u>あったとき 当該残時間数</u></p> <p><u>2 勤務時間条例第 16 条の 3 第 1 項又は勤務時間条例第 18 条第 2 項の規定に基づく規則の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第 2 号部分休業を承認することはできない。</u></p> <p><u>(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)</u></p> <p><u>第 15 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p><u>第 15 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの平均勤務時間 (前条に規定する 1 年の期間における全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間 (その時間に 1 分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間) をいう。) に 10 を乗じて得た時間</u></p> <p><u>(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第 15 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更 (以下「第 3 項変更」という。) をしなければ第 3 項変更の申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>(部分休業における給与の減額)</p> <p>第 16 条 職員が<u>育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 19 号。以下「給与条例」という。)第 14 条第 1 項並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 26 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第 9 条第 1 項及び第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 18 条並びに会計年度任用職員給与条例第 13 条及び第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額(同条にあっては、報酬額)を減額して給与を支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p>	<p>(部分休業における給与の減額)</p> <p>第 16 条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 19 号。以下「給与条例」という。)第 14 条第 1 項並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 26 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第 9 条第 1 項及び第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 18 条並びに会計年度任用職員給与条例第 13 条及び第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額(同条にあっては、報酬額)を減額して給与を支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p>
<p>第 17 条 <u>育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u></p>	<p>第 17 条 <u>第 11 条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>
<p>第 18 条から第 20 条まで (略)</p>	<p>第 18 条から第 20 条まで (略)</p>
<p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 15 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。</u></p>	

総務財政委員会 令和7年9月17日・18日
総務部 資料3番
所管 経理管財課

大田区立安方中学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事請負契約について

1 工事概要

- (1)工事件名 大田区立安方中学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事
- (2)工事場所 大田区東矢口二丁目1番
- (3)工 期 契約有効の日から令和8年8月28日まで
- (4)工事内容
 - ア 校舎取壊し工事 一式
 - イ 外構撤去工事 一式
 - ウ ア、イに伴う電気設備及び機械設備工事 一式

2 案内図



総務財政委員会 令和7年9月17日・18日
総務部 資料4番
所管 経理管財課

大田区産業プラザエスカレーター改修工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区産業プラザエスカレーター改修工事
- (2) 契約金額 ¥427,900,000－ 随意契約
- (3) 契約の相手方 中央区新川二丁目27番1号
日本オーチス・エレベータ株式会社 東日本支社
支社長 竹内佳彦
- (4) 工事場所 大田区南蒲田一丁目20番20号
- (5) 工 期 契約有効の日から令和9年10月29日まで
- (6) 工事内容 エスカレーター改修工事 一式

2 案内図



災害対策用携帯トイレの購入について

1 概要

(1) 件 名 災害対策用携帯トイレの購入

(2) 納入場所 大田区指定場所

(京浜島地区備蓄倉庫)

(3) 納 期 令和8年3月19日

(4) 物 品 防災簡易トイレパック

708,750 パック

2 外観図



総務財政委員会 令和7年9月17日・18日
総務部 資料6番
所管 経理管財課

災害対策用毛布の購入について

1 概要

- (1)件名 災害対策用毛布の購入
- (2)納入場所 大田区指定場所
(京浜島地区備蓄倉庫)
- (3)納期 令和8年3月19日
- (4)物品 災害救助用毛布 (吸湿発熱・抗菌真空パック包装)
15,000枚

2 外観図



大田区立東調布中学校校舎（棟番号①-1、2ほか）取壊し工事請負契約の変更について

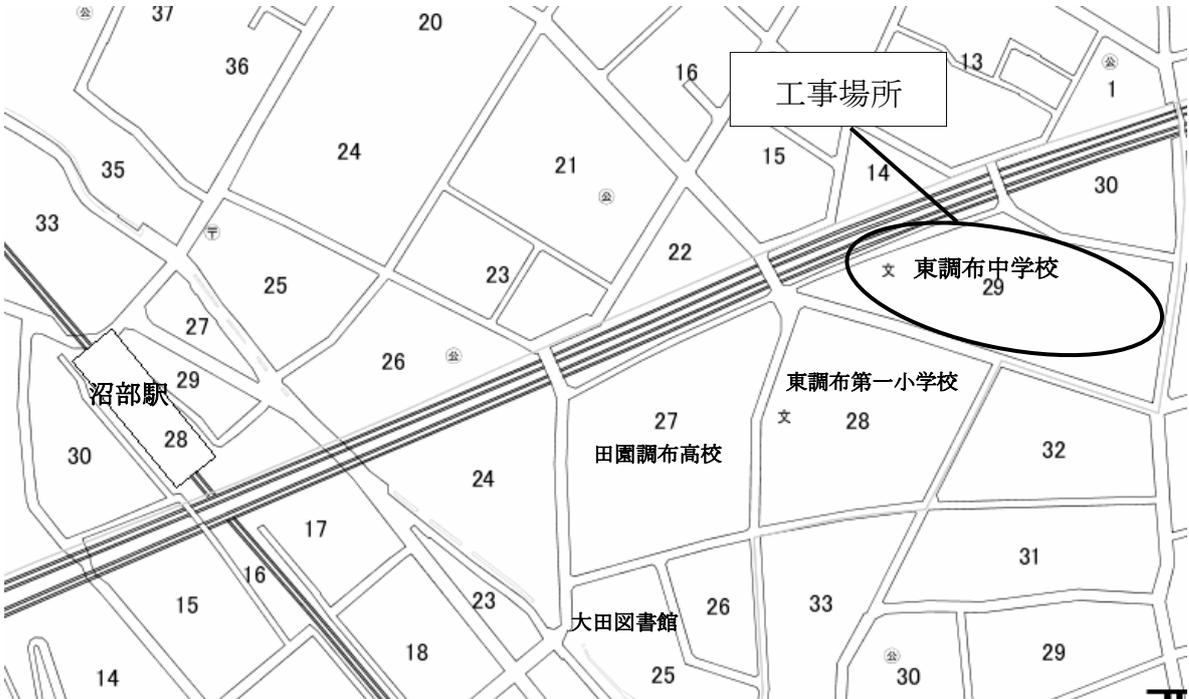
1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立東調布中学校校舎（棟番号①-1、2ほか）取壊し工事
- (2) 工事場所 大田区田園調布南 29 番 15 号
- (3) 工 期 令和7年3月5日から令和8年7月31日まで
- (4) 契約の相手方 金沢商店株式会社
- (5) 変更概要

	変更する項目	変更内容
1	屋上アスファルト含有アスベスト撤去	既存校舎について、屋上防水の保護コンクリートを一部撤去後、アスファルト防水の石綿含有調査を行ったところ、石綿が含有していることが判明したため、除去作業を行う。
2	特例措置の適用	「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、金額変更した。

- (6) 変更する事項 契約金額 当初金額 327,910,000 円
 今回変更後金額 361,328,000 円
 差引金額 33,418,000 円

2 案内図



総務財政委員会 令和7年9月17日・18日
選挙管理委員会事務局 資料1番
所管 選挙管理委員会事務局

大田区付属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

令和7年7月20日執行第27回参議院議員通常選挙における不適正な選挙事務執行の事実関係及び原因並びに再発防止のための対策に係る事項の調査審議を担う第三者委員会の設置のため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行予定年月日

公布の日から施行する

大田区付属機関の設置等に関する条例（令和7年条例第2号）新旧対照表

新	旧										
<p>○大田区付属機関の設置等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和7年3月13日 条例第2号</p>	<p>○大田区付属機関の設置等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和7年3月13日 条例第2号</p>										
<p>第1条（略）</p> <p>（設置及び所掌事務）</p> <p>第2条 大田区は、別表第1の執行機関の欄に掲げる執行機関の付属機関としてそれぞれ同表の付属機関の欄に掲げる付属機関を設置するほか、執行機関が担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の付属機関の欄に掲げる類型の付属機関を設置することができる。</p> <p>2 付属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2（以下これらを併せて「別表」という。）の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の所掌事務の欄に定めるとおりとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 付属機関の構成員（以下「委員」という。）の定数は、別表の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の定数の欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 委員は、学識経験者その他それぞれの付属機関の所掌事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、別表の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、原則として前任者の残任期間とする。</p> <p>第5条から第7条まで（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第2条—第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">執</td> <td style="width: 15%;">付属機</td> <td style="width: 20%;">所掌事務</td> <td style="width: 15%;">定数</td> <td style="width: 15%;">任期</td> </tr> </table>	執	付属機	所掌事務	定数	任期	<p>第1条（略）</p> <p>（設置及び所掌事務）</p> <p>第2条 大田区は、別表第1の執行機関の欄に掲げる執行機関の付属機関としてそれぞれ同表の付属機関の欄に掲げる付属機関を設置するほか、執行機関が担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の付属機関の欄に掲げる類型の付属機関を設置することができる。</p> <p>2 付属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2（以下これらを併せて「別表」という。）の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の所掌事務の欄に定めるとおりとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 付属機関の構成員（以下「委員」という。）の定数は、別表の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の定数の欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 委員は、学識経験者その他それぞれの付属機関の所掌事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、別表の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、原則として前任者の残任期間とする。</p> <p>第5条から第7条まで（略）</p> <p>別表第1（第2条—第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">執</td> <td style="width: 15%;">付属機</td> <td style="width: 20%;">所掌事務</td> <td style="width: 15%;">定数</td> <td style="width: 15%;">任期</td> </tr> </table>	執	付属機	所掌事務	定数	任期
執	付属機	所掌事務	定数	任期							
執	付属機	所掌事務	定数	任期							

新					旧				
行 機 関	関				行 機 関	関			
区 長	(略)				区 長	(略)			
	大田区 自転車 活用推 進委員 会	(略)	(略)	(略)		大田区 自転車 活用推 進委員 会	(略)	(略)	(略)
選 挙 管 理 委 員 会	大田区 選挙事 務不適 正処理 再発防 止委員 会	令和7年7月20 日執行第27回参 議院議員通常選 挙における不適 正な選挙事務執 行の事実関係及 び原因並びに再 発防止のための 対策に係る事項 の調査審議に関 すること。	5人以内	委嘱又 は任命 の日か ら答申 が完了 する日 まで		<u>(新設)</u>			
別表第2 (第2条—第4条関係) (略)					別表第2 (第2条—第4条関係) (略)				

令和7年9月11日大田区豪雨に係る対応状況について

1 気象情報

【注意報・警報の履歴】

日付（曜日）		発表時間	注意報・警報
9月11日	(木)	13:48	大雨・雷注意報
		14:33	大雨・雷・洪水注意報
		14:53	洪水警報 大雨・雷注意報
		15:02	大雨・洪水警報 雷注意報
		15:40	土砂災害警戒情報
		18:30	土砂災害警戒情報 解除
		19:22	大雨・洪水警報 解除 大雨・雷注意報
9月12日	(金)	3:06	大雨注意報 解除
		4:33	雷注意報 解除

2 災害対策本部等の設置・解除

日付（曜日）		時間	設置・解除
9月11日	(木)	14:20	監視体制（設置）
		14:53	水防一次態勢（移行）
		15:15	災害対策本部（設置） 第1回災害対策本部会議
		17:15	第2回災害対策本部会議
9月12日	(金)	9:00	第3回災害対策本部会議
		11:30	第4回災害対策本部会議
		18:15	第5回災害対策本部会議
9月13日	(土)	13:30	第1回コア部局会議
9月14日	(日)	13:30	第2回コア部局会議
9月15日	(月)	13:30	第3回コア部局会議
9月16日	(火)	9:00	第6回災害対策本部会議

3 降雨量

9月11日0時00分 から 19時00分			
場 所	総雨量	最大時間雨量	最大10分雨量
馬込特別出張所	99.5mm	65.0mm (11日16:00)	25.5mm (11日15:10)
嶺町特別出張所	128.5mm	68.5mm (11日15:00)	27.0mm (11日15:10)
大田区役所本庁舎	68.5mm	35.5mm (11日16:00)	27.5mm (11日15:00)
雪谷特別出張所	123.0mm	62.5mm (11日16:00)	32.0mm (11日15:10)
新井宿特別出張所	87.0mm	75.0mm (11日16:00)	29.5mm (11日15:10)
田園調布(下)	99.0mm	56.0mm (11日15:00)	32.0mm (11日15:00)
池上	86.0mm	58.0mm (11日16:00)	27.0mm (11日15:10)
羽田(アメダス羽田)	89.0mm	85.5mm (11日16:00)	27.5mm (11日15:40)

4 風速

場 所	最大瞬間風速	最大瞬間風速時間	風向
アメダス羽田(東京国際空港)	30.9m/s	11日 15:32	北
大田区役所本庁舎	18.7m/s	11日 15:00	西北西

5 多摩川水位

日	時間	田園調布(上)水位	備 考
11日	14:20	閉局	監視体制(設置)
	14:53	閉局	水防一次態勢(移行)
	15:15	3.30m	災害対策本部体制(移行)
	15:40	3.59m	最高水位(15:40~50)
	19:00	2.97m	

6 呑川水位

日	時間	池上水位	備 考
11日	14:20	1.45m	監視体制(設置)
	14:53	3.67m	水防一次態勢(移行)
	15:15	4.87m	災害対策本部体制(移行)
	15:30	5.19m	最高水位(15:30~40)
	19:00	1.09m	

7 丸子川水位

日	時間	滝ノ橋水位	備考
11日	14:20	0.96m	監視体制（設置）
	14:53	1.71m	水防一次態勢（移行）
	15:15	1.74m	災害対策本部体制（移行）
	15:45	1.57m	
	19:00	0.27m	

8 避難情報等の発令

日	時間	対象地域	発令内容
11日	15:15	田園調布4・5丁目	警戒レベル5 緊急安全確保
	16:00	呑川・丸子川流域	警戒レベル5 緊急安全確保
	17:15	全域	警戒レベル5解除

9 避難場所

	開設施設	避難者数
水害時緊急避難場所	田園調布せせらぎ館	—
緊急受入対応	10特別出張所 (入新井、馬込、池上、新井宿、嶺町、 田園調布、鶉の木、久が原、雪谷、千束)	3名（久が原）
合計	11施設	

9月11日（木）18：00頃、全所閉鎖済み

10 被害状況（16日8時30分現在）

○建物被害（浸水等）

住家・民間事業所等 ※相談件数

地域	住家		民間事業所等	合計
	床上浸水	床下浸水		
大森東	11	1	0	12
大森西	8	0	3	11
入新井	5	0	2	7
馬込	25	4	3	32
池上	13	5	0	18
新井宿	15	2	1	18
嶺町	11	0	1	12
田園調布	2	1	1	4
鶉の木	6	10	0	16
久が原	26	3	3	32
雪谷	149	26	12	187
千束	6	1	1	8
糀谷	2	0	1	3
羽田	2	0	0	2
六郷	0	0	0	0
矢口	2	0	2	4
蒲田西	2	1	1	4
蒲田東	4	1	1	6
合計	289	55	32	376

区施設 ※被害施設数は86施設

	床上浸水	床下浸水	浸水（不明）	その他	合計（延べ）
区施設	10	5	0	78	93

※このほか、私立保育施設45施設に被害が生じている

○その他の被害等

道路被害 68件

公園被害 7件

その他 13件

（倒木、塀倒壊、土砂流出、コンテナ転倒（死者1名、負傷者1名）等）

停電 約3,640軒（9月11日 14:47～17:10）

上池台五丁目、中馬込一丁目・三丁目、西馬込一丁目、南馬込五丁目

11 災害対策本部のこれまでの主な活動内容

組織名	内容
防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○全庁の指揮・統括、気象情報収集、被害情報収集、関係機関調整 ○9月13日・14日「9月11日大田区豪雨対策臨時相談窓口」開設 上池台商店街で実施（※資源環境部とともに従事） 相談127件（消毒関係48件、ごみ関係27件、り災証明関係22件ほか）
災対 企画経営部	<ul style="list-style-type: none"> ○相談・支援情報等に係る広報 9月12日に区公式ホームページで配信開始 問い合わせ14件 ○9月16日「9月11日大田区豪雨対策臨時相談窓口」開設 場所：本庁舎2階 広聴広報課 ○公共施設工事現場の状況確認
災対 地域未来創造部	<ul style="list-style-type: none"> ○9月12日から14日「緊急災害対応窓口」を雪谷特別出張所に開設 相談245件、り災証明申請受理202件 ○被災者支援ボランティア 9月14日に雪谷特別出張所を拠点に活動開始 ボランティア対応件数7件 業者等への連絡先紹介4件 ○各特別出張所でも管内の被災者に対して相談対応
災対 産業経済部	<ul style="list-style-type: none"> ○巡回による商店街・事業所の被害状況確認 ○9月12日中小企業者の相談窓口開設(受付中)
災対 福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○各福祉施設の利用者の安全確保、最終降園者午後8時保護者引渡し ○田園調布四丁目、五丁目に居住する個別避難計画作成者7名について 電話による安否確認 ○土砂災害警戒区域及び停電区域に居住する在宅人工呼吸器利用者2名 について電話による安否確認
災対 健康政策部	<ul style="list-style-type: none"> ○被災家屋の衛生対策（9月14日17時現在） 消毒隊 延11隊、対応職員 延31名、 相談11件 訪問件数269件（うち不在等42件） 出張所、現地窓口への薬液の搬入本数437本 ※不在については3回訪問実施済
災対 こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ○児童館・保育園に関する対応 ○9月12日建物被害のあった保育園の園児を嶺町特別出張所集会室で 代替保育を実施 9月16日同園の園児を区立田園調布保育園の保育室で代替保育を実施
災対 まちづくり推進部	<ul style="list-style-type: none"> ○各所パトロール、羽田空港との連絡 ○がけ等対応6件、区営住宅などの所管施設に関する対応4件
災対 都市基盤整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○各所パトロール ○応急活動（冠水対応・舗装復旧・土砂流出清掃等）75件

<p style="text-align: center;">災対 資源環境部</p>	<p>○臨時収集 (1) 9月12日 3連休中の人員・機材・廃棄物搬入場所の確保等について庁内及び関係機関と調整し、態勢構築 (2) 9月13日 対応職員 11名 (清掃事務所及び大田区環境公社は通常勤務日) 電話件数 本庁約70件 現地臨時相談窓口18件 (ごみ関係分のみ記載) 【可燃ごみ・不燃ごみ】 小型プレス車：2台 軽小型貨物車：1台 可燃重量：18.41トン (速報値) 不燃重量：－ (集計中) 【粗大ごみ】 小型ダンプ車：2台 (平常収集車両4台でも一部対応) 中型プレス車：1台 粗大重量：7.65トン (速報値) (3) 9月14日 対応職員：20名 電話件数 本庁約20件 現地臨時相談窓口9件 (ごみ関係分のみ記載) 【可燃ごみ・不燃ごみ】 小型プレス車：2台 可燃重量：9.26トン (速報値) 不燃重量：1.31トン (速報値) 【粗大ごみ】 小型ダンプ車：2台 粗大重量：5.14トン (速報値) (4) 9月15日 対応職員 7名 (清掃事務所及び大田区環境公社は通常勤務日) 電話件数 本庁約40件 【可燃ごみ・不燃ごみ】 小型プレス車：1台 軽小型貨物車：1台 可燃重量：7.47トン (速報値) 不燃重量：－ (集計中) 【粗大ごみ】 小型ダンプ車：2台 (平常収集車両4台でも一部対応) 大型プレス車：1台 粗大重量：－ (集計中) ○9月16日は平常収集に加え、粗大ごみについて臨時対応を実施 9月17日以降も19日を目途に被災地域への臨時対応を継続予定</p>
<p style="text-align: center;">災対 教育総務部</p>	<p>○9月11日保護者引き取りによる帰宅を実施 (一部メールの不具合あり) ○9月12日給食室への被害により半日登校を実施 (小池小・洗足池小) 小池小学校の給食提供は16日再開。洗足池小学校は修繕等調整中</p>

大田区・山口共同ビルの取得について

1 経過

当ビルは、区と民間の所有者（以下「民間所有者」という。）とで土地・建物を「共同所有」しており、現在、民間所有者の所有部分について、「区が賃借（年額約5,000万円、共益費・消費税等込み）」している。

こうした中、令和8年度、「(仮称)都区合同庁舎」、「(仮称)西蒲田七丁目複合施設」の竣工に伴い、当ビルに入所する一部施設が移転する。移転に伴い、「賃借部分の返却」を予定していたところ、民間所有者の所有部分について、先方から区に「売却の意向」が示された。

2 今後の方針

区が「共同所有」している現状や、以下のメリットなどを踏まえ、民間所有者の所有部分の「早期取得」を目指すこととする。

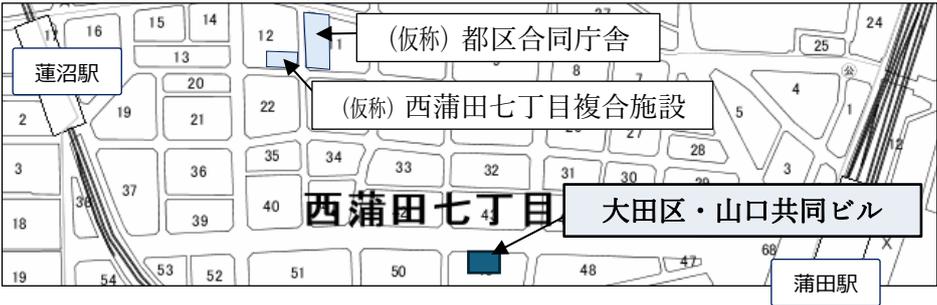
《取得した場合のメリット》

- ・新たな行政需要への対応など区の経営資源として有効活用できること
- ・建物の計画的な保全が実現できること
- ・将来的に権利者が分散せず維持管理等の体制に問題が生じないこと
- ・区の施設と調和しない施設が入居する可能性が無くなること など

3 売買契約等経費

約8億3千万円（補正予算案計上額）

4 案内図



5 土地及び建物概要

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：西蒲田七丁目49番2号 ・用途地域：商業地域 ・土地面積：441.47 m² ・建築面積：334.09 m² ・延床面積：計 3,290.41 m²
 <ul style="list-style-type: none"> 建物：2,966.9 m²、 駐車場：323.51 m² | <ul style="list-style-type: none"> ・建築年度：平成3年3月（築後約34年） ・構造など：鉄筋鉄骨コンクリート造、
 <ul style="list-style-type: none"> 地上9階・地下1階 ・権利関係：土地：共有（区：約55.7%）
 <ul style="list-style-type: none"> 建物：区分所有（区：約57.0%） |
|--|---|

総務財政委員会	
令和7年9月17・18日	
企画経営部	資料2番
所管	施設保全課

区が発注した公共工事現場における請負事業者の不適切行為について

1. 概要

区が発注した大田区立特別養護老人ホーム糀谷大規模改修工事において、本契約の建築工事受注者、機械設備工事受注者、電気設備工事受注者（以下、3者）の関係者が、8月28日に実施した平和祈念花火開催時に、飲酒を伴う親睦会を本施設の屋上で開催していたことが、区民からの通報により判明した。

2. これまでの経過について

日 時	事 象
8月28日（木） 午後6時30分頃	本施設の屋上にて親睦会を開始
午後11時30分頃	親睦会の片付け後、現場のゲート付近で大声を出し近隣住民へ迷惑をかけた
午後11時45分頃	通報を受けた蒲田警察署が現地到着
8月29日（金） 午前10時30分頃	本件について、糀谷特別出張所から施設保全課へ連絡
午後0時15分頃	施設保全課が3者に聞き取り調査を実施 口頭で嚴重注意の上、詳細な経過・再発防止策の報告を指示
午後3時30分	施設保全課並びに3者にて近隣住民へ謝罪
午後5時00分	施設保全課より3者に顛末書の提出を指示
8月30日（土） 午前8時30分	区関係部局による対策会議の開催
午前11時30分	区ホームページにて公表

3. 再発防止に向けた対応について

- ・他の請負事業者に対し、現場における私的行為を排除し、行為規範を徹底することについて指導を行った。
- ・契約書に私的行為や行為規範に関する内容を新たに記載し、不適切行為の再発防止を図る。

4. 当該案件の請負事業者への対応について

- ・3者からの報告内容や事実確認など行い、厳正に対処していく。